

7 中国近世における自然の領有

寺田浩明

人間が自然、特に土地に対するとき、その対し方には様々なあり方があり得よう。たとえば、人が土地を全社会生活の土台と見る時には、土地はその上に社会を作り暮らす人々の全社会行為を包み込んだ「領地」として現れ、土地の所有はその社会関係総体に対する領域的政治的支配として現われる。また逆に、土地を単純に経済的価値を持つ財貨として見る時には、今度は土地は最初から人間とは切り離された対象的な客体物、「商品」として現われることになろう。では、その様なレベルで問題を考えたとき、中国の近世（とりあえず念頭に置く時代としては清代。一七世紀後半から二〇世紀初頭）の普通の庶民にとって、土地とその所有とはどの様なものとして現われていたか、それが本稿の課題である。

勿論、個々の人間の抱く土地の領有観・所有観は、その社会に暮らす人間全体の自然に対する関わり方の構造即ち社会秩序総体のあり方と表裏する。たとえば上記第一の考え方は西洋中世で典型的に見られるものであるが、それは従来の研究が明らかにしてきたように、一定領域の自然的利益と人間の秩序を自力でもって維持し確保し

得る者のみ、がその空間に土地の支配者たり得るといふ当時の政治秩序の基本構造に対応している。しかも西洋中世においてその支配は個別に完結し得なかつたため、その行なう支配を全体的政治秩序に組み上げる中、土地所有の構造は、家父長の家人奴隷に対する支配と保護の關係に対応する個々の家の土地所有、領主のそうした家長領民に対する支配に保護に対応する荘園の土地所有、そうした領主に対する支配に保護に対応する貴族皇帝の土地所有といった周知の重層的な構造、「封建制」的な土地所有体系を作り上げるに至つた。また第二の考えは、近代西洋社会に典型的に發展したものであるが、その所有観も、結局は先行する旧社会の中に分散的に遍在した自生的な力に基づく政治的な支配と保護の要素を、近代革命により集権的な国家に一元的に集約し、その結果として純經濟的な市民社会をその対極に展開した近代歴史社会の秩序構造があつて初めて可能となつた所有観である。

それに対して、中国近世の社会はとりあえず次の様な外形的特徴を持つ。即ち、中国近世社会も皇帝の支配する社会であり、皇帝の親戚という意味での貴族は勿論そこにも存在した。しかし彼等は、明らかに西洋中世の領主・貴族の持つ様な自生的な権力に基づく領域支配の性格、「領主制」的な性格を欠いていた。また、従来の研究が「地主制」なる名の下に明らかにしてきたように、社会の中には、多数の小経営と並んで大土地所有者・地主が存在し、その土地の下で働く小作人と収取關係を結んでいた。しかしそれすらも「荘園制」に引照される様な領域支配的なものというよりは、むしろ頻繁な土地売買と地主小作契約の締結・解除により作り出される個別的・經濟的な關係の集積であり、そこにも自生的な権力と彼による政治的支配に保護の構造を見ることはできない。即ち、そこにあるのは同じ近代と言っても、西洋中世のような自生的な権力を根源とし、その上に順次組み上げられた重層的「封建制」的な政治構造ではなく、皇帝が官僚を用いて一元的に民を支配する「帝制」の政治構造とその下に広がる流動的な經濟社会の光景である。しかし他面、かといつてそこにあつたのが西洋近代的な国家と市民社会の組合せであるかと言えば、明らかにそうでもない。皇帝権力は、民の土地所有に対して近代国家の様な周到な保護の仕組みを用意してはいなかったし、そこに民法の体系があつたわけでもない。そこで、そうした西洋中世・近代の兩類型、どちらにも納まらない歴史社会の中で人々が持つ、歴史的に可能であつたもう一つの特異な土地所有観のあり方を類型的に明らかにすることがここでの主要な関心となる。

ただ上記の行論から却つて明らかのように、歴史社会の中の土地所有(観)の問題を考えていく場合、二つの表裏するアプローチが考え得る。一つはまずは行動主体の「外側」、国家体制・社会秩序の側からマクロな議論を始め、それを通じて個別土地所有の置かれていた社会的位置を確定する仕方であり、戦後日本の中国史学が精力的に押し進めてきたのはこの手法である。ここでは、直接耕作者から国家・皇帝に至る經濟的な収取關係の連鎖とその暴力的基礎の全体構造の解明が主題とされ、それは小作人对土地所有者・地主關係を論ずる「地主制」論地主及び自作農对国家の關係をめぐる税糧制度論(いわゆる「土地制度」論)へと分化しつつ、それぞれ大きな実証的成果を上げてきた。しかしそうした努力にもかかわらず、当面その方向が土地所有観それ自体の解明にまで「行き着いた」かと言えば、答えはいくらか否定的にならざるを得ない。学説史の展開の中、当時の人々が自らの行なう土地所有をどの様なものとして把握していたのかという問題は、これまでその問いが立てられること自体が稀であつた。

しかし本稿行論の中で順次明らかになるように、土地所有主体の流動性を特徴とする中国近世においては、土地所有世界・土地をめぐる諸人格の配置と構成とは、人民にとつては、所与の体制というよりはむしろ売買契約・租佃契約といった彼等の自身の行なう日々の営為によって日夜変動し再形成されていくものとして存在した。それ故、それら契約を行なうに当たり彼等はそれらの契約行為をどの様に概念し、またそれらの仕組みをどう運用していたのかという問題は、中国近世の歴史世界を各主体の行動の複合として再構成してゆくためには避け得

の立契とその手交の手續きの公正さを担保し、後の紛糾時にそれを証すためのものである。売契の内容は、大きな地域差もなく、立契者名、売買物件の取得の経緯、所在、面積、代価、支払い貨幣の品位、中人の名前、売手の相手名、それを売与して「永遠に管業せしめる」あるいは「業と為さしむる」(後述)旨の宣言、代価は即日支払った旨の注記、物件の権利関係に問題無き旨の担保文言・紛争時の解決担保文言、「口に憑無きを恐れて、この契を立てて照となす」との文言、売主の署名、中人・立会人の署名、年月日等から成る。

それに対して「典」とは、田主 \parallel 出典者が、通例土地売買代価の半額ほどの金融を相手(錢主 \parallel 承典者)から無利子で受ける代りに、その間、相手に自己の土地の使用収益を許し、その間の借金利子と土地からの収益とが相殺されるという仕組みである。その契約の締結に当たっては、売買と同様に、田主出典者が典契を定立して典価と交換に土地用益者 \parallel 承典者に手交する手續きが取られる。

そしてこれには期限を設定しない、つまり随時原典価を返して土地の請け戻し \parallel 「回贖」(具体的には典契の抹消、承典者の追い出し)ができる形もあるが、通例は、契約に当たり三年程の「典限」という期限を付し典契にそれを書き込む。しかもこの制度の興味深いことは、承典者側、金を貸して(土地の用益をして)いる側には、その典限が到来しても回贖請求権、(土地を返すから)金を返してくれと請求する権利がないという点にある。むしろ典限設定の目的は、その期間中出典者側の回贖を禁止して承典者の土地用益を保証する点にあり、それ故、出典者は典限中は自由に田土を回贖し得ない反面、また期日がきてもさらに好むならその借金状態(土地用益を承典者にさせる状態)を好きにだけ続ける自由も持つ。しかしそれだけでは錢主 \parallel 承典者の側に金錢回収の必要が起きた場合に不都合なので、承典者がその地位を第三者に譲渡したり、自らその土地を再度出典したりして典価を回収する「転典」の手法が用意され、以上合わさって売買にまで至らない土地用益と土地金融をまかなうためのバランスのとれた制度が成り立っていた。

つまり中国近世には、機能的に見るならば所有権者間で行われる土地所有権の帰属点の変更の行為と、その所有権者が内部的に行う質権設定との二つの法律行為が存在し、それぞれが「売」と「典」という別個の名称で呼ばれていた。これが事の一面である。しかし注意すべきは、同時にこの典売二つの行為が他面では類似の行為と見られる側面を持ち、またその共通性が、当時の人々によっても時に明確に意識されていた点である。その境界に前述の「活売」概念が位置している。

即ち、ある地域においては、他地域でなら上記の「典」の手續きで処理される用件が、「活売」という形で行なわれていた。活売に際しては冒頭に「立売契人某某」と書かれる「売契」が立てられる。しかしここでは、先程典契について見たのと同じ「回贖」条項、即ち期限を設定し、その期限がきたら売買原価を売主が返却し一旦付与した土地を回収できるという条項が契中に書き込まれており、その法律効果の実質も上記の典と変りない。そしてその活売との対比で、先に述べた売、完全な所有権移転を伴う売買の方は「絶売」「死売」等と呼ばれ、それどころか地方によっては、単純に「売」とのみ言えばこの「活売」を常に指し、「絶売」と契約書に明記した時のみ完全な所有権移転になる所もある。逆に言うなら、先に述べた「典(質入れ)の様な法律行為も、そこでは売買の一種だと観念されており、典売両者を包含するような「広義の売」概念がそこには存在する。

こうした広義の売の含意するところは何だろうか。着目点は先に述べた「売」自身の中に既にある。即ち、先程見た通り、土地売契は、一面では土地という実体の処分と移転の言明であったが、他面その内容を手細に見てゆくと、単に土地を売与するとのみ書く例はほとんど無く、某所の土地を誰某に売与して「永遠に管業せしめる」あるいは「永遠に業と為さしむる」(将某所土地売与誰某永遠管業)「永遠為業」といった形の言葉が連なっているのが常である。その語の意味するところは後に立ち返り再論するが、その大意は、ちょうどこの位置に「売与して耕種せしめる」とか「収租(小作料の徴収)せしめる」(将某所土地売与誰某耕種)「誰某収租」といっ

た別のつながり方の文言が来る稀な契例の存在から考えて、とりあえず土地の耕作・経営・収益といったことと置き換え得る言葉である事に間違いはない。背景にある感覚は、土地売買というものを、物理的土地の移転としてイメージすると同時に、売主 \parallel 該地の現経営者が買主に、今後永遠に耕種なり収租なりの仕方での土地を経営収益させる、その権限 \parallel 正当性をいま付与し、この売買契を立ててその証しと為す、そうした行為として意識する発想法と考え得よう。つまり一般の「売」においても、土地の移転は同時に、その土地の上でその土地を対象に行なう経営収益行為の正当性の付与としてどうやら最初から意識されているのである。

そして典の場合は、承典者に回贖請求権がなく、また田主は出典後も土地所有者の地位に留まるという点で、それが田主による一方的な土地経営収益の正当性の付与と抹消の連続であることに疑義はない。とするならば典売両者が共通するものとまとめられる「広義の売」の背景にある認識は、「現所有者 \parallel 現経営者が、対価と引き換えに、誰か第三者に今まで自分がしてきたその土地の経営収益(管業)の正当性を付与すること」という構造に存するものと見られよう。

そしてそうした視点で整理がなされるとき、典売両者の差異がむしろ次の方向から付けられることも自然である。即ち「売」(狭義の売)は、こうして売主原主が買主次主に土地利益の正当性を与える仕方の内で、以後その一旦与えた正当性を奪えないような状態、その意味で、売主との関係が絶ち切られてしまった売、「絶売」である。それに対して、活売・典は、売主が買主に土地利益の正当性を与えることは同じでも、ただこちらでは、一定の期間経過後、売主原主は、原価を返しその正当性を再び抹消し自分が元来持っていた土地利益の正当性を再度実現し得る、その意味で、同じく売でも原主との関係がまた絶ち切られずに活きている売、「活売」である。つまり活売・広義の売系統の背景にある理解は、典売両者を所有権移転と質権付与と言った権利レベルの違いとしてではなく、両者共通する土地経営(管業)とその正当性付与という一つの形式の二つの態様と見てゆこうとす

る利益中心的な売買観である。

そして当時の土地法の実務は、むしろこの後者の考えの下に運用されていた。たとえばこの様に、「広義の売」の下、活売・典と絶売とが、活絶の区別を除いては共通した性格を持つものとしてあるということから、時に両者が連続する一つの連続きの下で行なわれるケースが存在した。即ち出典(あるいは活売)したが、始めに借りた金が返せずに、その内に更に金が必要になることがある。典価は当初土地売価の半値ほどでありまた担保価値の余裕がある。そこで更に典価の足し前(找価)を求める。しかしそうして借金をする内に、典価が売価に近づいてしまう。そうなると承典者の側ももう典では満足しない。そこでそのまま絶売に移行する。あるいはまた、売といえは活売を意味するような地域では、回贖の余地を残したく思う売主の希望により、絶売も多くは、まず一旦最初に活売を経て、その後改めてやむなく絶売に移行する様な形で行われがちである。そうした際その手続きは、不動産質契約書を破棄して、改めて所有権移転の契約書を立てるといふ形を取らず、もとの典契はそのまま何ほどの権利移転の憑拠として生き続け、それに加えて、「找絶契」という契を立てて、両者併せて、売買の憑拠となすことが多い。つまり典・活売であっても、要はその「活」の部分の断ち切ってしまえさえすれば、「絶売」、所有権移転と同じ事になる。逆に言えば、そのための手続きさえすれば十分であると考えられたのであろう。

そして土地紛争の解決においてもこの土地経営の正当性付与の系列でものを考える論理は貫徹していた。即ち土地紛争にあたって、所有者や承典者が自らの権利を証そうとする場合、どの様なことをするかという点を見てゆくと、ほとんどの場合、それは先の典売時に前主が作成し彼に交付した典売契の提示という形をとる。即ち当事者は、自らの権利を何よりもその管業の正当性の取得の経緯こそを総称して「来歴」と呼ぶこの正統性と言うことでもって示そうとする。勿論、その前主が正当な来歴の保持者でなければ、それを継いだ彼も、正当では有

り得ない。それ故、その正当性というものも、自らに至る契拠・来歴の連鎖という形で示され、その連鎖の末端に「活」或は「絶」という形で連なるものとして自他の位置が意識される。そして官憲の行なう土地裁判と言うのも、こうした民間での契拠（私契）に基づく典売システムの存在と連用を前提にした上で、それら提示される契拠の真偽を判断し、来歴の交通整理をし、正当な来歴を持つ人間に「管業せしめる」ことを判決の骨子とした。この様に、当時の土地典売秩序というものは、一面では色濃く実体処分色彩の色彩を持ちつつも、他面では現耕作経営者による次耕作経営者に対する「活・絶」両様の仕方での土地経営収益（管業）の正当性（来歴）の付与の体系（来歴管業のシステム）として観念され、そして具体的な実務も、管業の正当性の憑拠としての契拠の作成と手交の連鎖とその尊重という形で操作されていた。

二 小作 観

中国近世においては、土地の所有が市場的なアロケーションに任された結果として、土地の分配状況は明らかに不均等であった。一方には大土地所有者がいる反面、他方には多数の無産の民がいた。しかしそうした大土地所有は、一般に細民により手放される土地を順次買得して経済的に形成されたという経緯から一円的な大経営の形は取ることは少なく、むしろ無数の小地片の膨大な集積の形で存在し、その土地は結局はまた何者かの手で小経営されざるを得なかった。そして土地を持たぬ民は、勿論商業その他の生業を営むという選択もあり得たが、多くはこうした形で存在する他人の土地地片の上で土地耕作をすることで生計を立てて行つた。そうした人々を「佃戸」と呼び、その行為を「佃」あるいは「租」。合わせて「租佃」と呼んだ。

そしてその場合、ある意味では当り前、しかし前近代としては特徴的なことに、その佃戸が自らの耕作する土地を見つけ出す過程も、また市場的な競争の中にあつた。大多数の佃戸は、良くも悪くも、因襲的な環境の中で世襲的に佃戸となりまた佃戸であり続け得たわけではなく、むしろ耕すべき土地を求めて契約相手を捜さなければならぬ地位にいた。自らの土地を持つ田主は、その土地を自ら耕す、典売し換金するという可能性とともに、そうした耕作希望者の中から好む者を選んで租佃経営をするという選択肢をも持っていた。

そうした事情ゆえ、租佃関係はまずは佃戸の田主に対する租佃の申し込みで始められた。その際に採られる租佃契約の類型は、法的に整理すれば、原型とも言うべき次の様な形態と、後に述べるその変形たる第二の類型とからなっていた。その内容と、その背景にある観念・発想法について順番にいくらか細かく見てみることにしよう。

まず原型的な租佃契約から見ると、そこにおける租佃契の内容は、地域面積により精粗様々であるが、概ね租額、納租時期、租の品質の保証、小作料滞納をしない旨の誓約をする簡単な文言からなり、それゆえ立契者は決して佃戸側である。そしてその文面を見る限り、その性格は小作権設定の契約書というよりは、佃戸側からの小作料支払い誓約書というに近いものである。

そこで決められる租額・小作料は、定額の納租額という形をとることもあるし、後に言う「分種」のように、五対五、四対六といった形での、収穫物の内の田主取り分、佃戸取り分の議定の形を取ることもある。小作契約の期限は、期限の約定が無いものが多数を占め、そうした場合には、一旦承佃しさえすれば、今年と同じ条件で来年も耕作が続けられるのが普通であり、またそうした現状維持が望ましいものとも考えられていた。

しかしそれでは租佃関係はどこでもいつまでも続くのかと言うと、決してそうではない。次のような事情がある場合は、田主は佃戸を追い出し得、佃戸はそれに抗し得ないこともまた全ての史料が認めている。

即ち第一は、「外売・自耕」という形で史料上出てくるもので、田主が一旦始めた租佃経営という選択自体を

その後止める場合である。具体的には、田主が今後自らその土地を耕作すると決めた場合(自耕)、または田主がその土地を更地として出売出典し換金すると決めた場合(外売)、いずれにおいても佃戸は耕地からの追い出し(奪佃)に甘んずるはかない。田主は随時自由にその経営形態を選べるという初発の形態が、租佃経営開始後も維持されている訳である。

そして第二は、「欠租」と史料上出て来るもので、たとえ田主が租佃経営を続ける場合でも、当然様々なヴァリエーションはあるが、少なくともその佃戸が租の滞納をした場合には、田主は望むなら当該佃戸を奪佃し新たに別の佃戸を招きうる(換佃)は、広く共通して自明の事と認められていた。そしてそれはおよそ欠租額の多寡を問うものではなく、欠租という事実さえあれば田主は奪佃を通告し得、佃戸はそれに抗し得ないものと考えられていた。そして以上の話から考えれば当然の事だが、小作権の譲渡は認められない。

ここにある佃戸と土地との関係が、同じ土地耕作と言っても、前項で述べた買主承典者が土地に対して持つ関係とは大きく異なることは明らかであろう。つまり上記の契約内容・契約形式から見る限り、普通の租佃経営のあり方は、先に述べた「来歴と管業のシステム」とは違い田主から土地経営の正当性を認める契拠を受け取って土地経営をする訳ではなく(契約書を立てるのは佃戸の方である)、法的レベル上では、佃戸が納租の契約のみをする。その意味では、むしろ当該土地上で佃戸耕作という形の労働を営みその収穫物の一部を取ってそれで生計を立てる、という特定の形の生業を営む個人的許可を田主から受けるというに近いことが知れる。そこで結ばれる人法的な契約関係、それが租佃関係の法的な原型である。

しかし、租佃契約に特徴的なことは、典売が一回的な契約関係であるのに対して、租佃は少なくとも数年単位で続く継続的な、しかもそれを巡って具体的に農業生産がなされる契約関係である点である。その結果、原型的な租佃関係の中でも、そこには両当事者を巡る様々な社会経済的要素が入り込み、そこに典売では見られない幾

つかの社会実態・外形上のバリエーションが作り出される。

様々な実態の中核にあるのは次のような形態である。農地経営に必要な農具や種子・肥料といった農業資材は田主佃戸両者で分担する。そして概ね地主の指示に従って作付し、収穫期になると、地主と佃戸が田畑の中で現物を前にして、あるいは五対五、あるいは六対四・四対六といった約定の比率で、実際の穀物を分割する。時には面積割して各自が収穫する。こうした形式は「分種」「分益」等と呼ばれ、しかもそれは、農地賃貸借、田主が佃戸に土地を貸すという形ではイメージされず、商業経営における経営体「合股」になぞらえて、地主が土地等を、佃戸が労働力等を各々持ち寄り、併せて当該農地経営を巡る一つの経営体を作るという形で当時の人々にイメージされていた。それ故その収穫物処分も、佃戸が田主に賃料を差し出すと言うよりは、そうした共同経営体により作り出された収穫物を田主と佃戸がその貢献度に従って配分し各々を配当として受け取る分配関係として理解されていた。

しかしことが社会経済的実態に関わるものだけに、租佃関係の全体を見回すと、こうしたものを中核としながら、一方にはより佃戸の自立度が低いタイプも存在した。即ち田主が田地と種子農具といった労働力以外の経営資本の大部分あるいは全部を提供し、かつ自ら経営を主導し、佃戸は田主の命令に服従し単に労働力を提供するのみで、それに対応して上記分種より低い収穫取り分を取る形態である。ここにおいては、同じ租佃関係と言っても、事態は田主佃戸による共同経営という方向から、田主に依存する非自立的な社会層による土地耕作という印象を強めていく。しかもその極には、佃戸が時に農業生産ばかりか日常生活の維持・再生産についてまで田主の給養を受け、田主の立てた家に住み、田主から主食を給され、極端な場合には、配偶者の世話までも田主の手により、代々その田主の土地で佃作をして暮らしていくという形態も存在する。そしてここまでくると佃戸と言っても、家内奴隷の境遇との区別は難しい。これが分種の一方の極にある形態である。

しかし社会実態に対応するものである以上、当然分種の他方の極には、もう一つのパターンが存在した。田主は僅かに田地を提供するのみで農事には関心を持たず介入もせず、やがては不在地主化し、それに代わって佃戸が一切の経営資本と経営責任を負担し、田主の指示を受けずに自律的自立的に土地経営を行なう。そしてその収配分も、最初は通常分種より佃戸に有利な比率での租分配、やがては豊凶に関わらず一定額の現物あるいは金額を佃戸の危険負担において田主に提供するという定額租納租の方式に移行する。そしてここまできると、事態は、先程の分種のように田主佃戸が資材労力を持ち寄り一つの農業経営体を作るといふよりは、最初から田主は収穫期に定額の租を支払うことを条件に土地経営を佃戸に請負わせる、更に詰めていけば、定額の「賃料」支払いで土地自体を貸すこと借りること、つまり近代の不動産賃貸借に類似した外見を持つに至る。

このように当時の租佃関係の実態は、「分種」を中心に二つの方向で大きな偏差があり、そして極までつめると二つの端は（発展段階論風に言うならば）「古代的奴隷的労働力地代」から「近代的土地賃貸借」までと随分違ったものになる。しかし同時にこの三者が、同時代的に併存し、かつどれも上記租佃の法的形態の中で、それ故一つの租佃の觀念の下で営まれていたことも否定できぬ事実である。パリエーションを作り出した変数は、農業生産力・生産技術の発展段階の差というより、基本的には個別佃戸家計の状況、佃戸の土地経営・佃戸日常生活の田主からの自立度自律度という点に存在する。その中、経営上の自立どころか日常生活上の自立もできない耕作生業者Ⅱ佃戸と田主の間の租佃関係は、田主経営内に包摂された家内奴隷利用の土地経営に近づき、他面日常生活は勿論、土地経営の内実においても自立した耕作生業者Ⅱ佃戸と田主の間の租佃関係の外見は、むしろ農地の賃貸借に近づく。そして両極の間に位置する先の中核的な「分種」は、結局こうした佃戸の生活及び経営の自立自律度の中間の一定状況、つまり佃戸は生活面だけは田主からほぼ完全に自立してなし得るが農事経営を独自にするほどの力は持たないという当時の細民の一般的生活状態に対応する形態である。そしてそうした連続す

る実態の全てを押さえて上記原型的「租佃」（他人の土地上で耕作という生業を営む許可と不許可のシステム）の法的構成が機能していた。以上が当時の小作観の原型にあつた発想法である。

ただ以上のように言っても、上で述べた一方の極、佃戸が農地を自立自律経営し定額地代のみを負担する形になってゆくと、素直に見てゆく限り、小作料負担という一事を除けば、租佃で佃戸が行なう土地経営の内実と、典売で買主承典者が行なう土地経営の内実とが、事の実質上、類似したものになっていることも否定し難い。佃戸は日常局面を見る限り、たとえば承典者がそうするのと同様に、田主とは関係なく独自で包括的な土地経営を現に行なっている。しかも他方には、前述の通り、土地典売自体が既に最初から実体的な処分権の問題としてではなく、包括的土地経営の正当性の付与抹消の行為として觀念されているという事情がある。それ故、そうした自律経営佃戸耕作は、社会実態的に、上記の原型的な「租佃」ばかりか、先に述べた「典売」に引照して法的構成を行ない得る現実的基礎をも持つ。そして事実、時代とともに土地典売に類似する発想に立つ租佃契約の第二の類型、「来歴管業のスタイルを持つ租佃」の形式が出現する。そこで次にそうしたもう一つの租佃契約類型についても触れておくことにしよう。その転換の法的媒介となつたのは、「押租」と「租の先払い」という租佃を巡る二つの新たな処理方法の出現である。

まず「押租」とは、召承佃契約時に、田主が承佃希望の佃戸から、概ね小作料一年分の金銭を先に徴収し、欠租時にはその金銭を小作料分に充当し、また欠租無くして租佃関係を解消（退佃）する時には佃戸にその押租全額を返すという欠租引当金・「敷金」の制度である。ただこれでは、田主は租佃期間中押租を別途運用でき、逆に佃戸は押租分の金額を遊ばせておかねばならず、結局佃戸は押租の利子分増租されたのと同じことになってしま

うから、押租を取る時は、押租の利子相当分租額を減額するのが通例の手法である。そしてこの制度は、前述の分種から佃戸経営の自律自立、定額租への移行、それにとまらぬ田主の不在化に対

応して順次租佃関係の中に導入された。即ち分種・刈分けなら取り損ないも少なく、また逆に災傷の際も自動的に減租になる。それに対して、定額租体制の下では、納租収租は土地経営とは別の一事となるし、また災傷時にも地主は定額を取ろうとする。しかし不在地主化にもない、地主はかえって農村社会に対する無形のサンクシヨンを失い、収租の実力を失ってゆき、佃戸欠租のケースが次第次第に増えて来る。勿論、欠租をしたら奪佃をする、という先の原則的な手段はそこでも存在する。しかし欠租奪佃と言うのは、要は欠租した佃戸の事後的な追い出しに過ぎず、欠租それ自体の徴収手段ではない。しかも当時の国家の用意する債権取り立て手段は乏しく、単純な債権を無産の人間から取り立てる手段はほとんど無い。追い出したらそれこそいよいよ取れなくなってしまう。そこで、欠租時の収租確保のための手段として、新たに押租制度が導入される。

しかしこうした召承佃時の金銭授受にともない、租佃契約の手法自体に変化が起こる。それまでは租佃契は、先に見た通り、一方的に佃戸が立てて地主に差し出すものであった。それに対して、今回は退佃時に佃戸が地主から押租を返させるための証文として召承佃時に地主側もていねいに書いた一筆を入れるようになり、次第にそれも租佃契約書の様な形を取る。しかもついで、この押租額に見合う租の減額という回路を伝わって、承佃時に地価や典価に近い非常な高額の押租を取り、その代りに租額自体は極度に低廉なものとするという「押重租輕」の動きが行なわれた。安全な財産として土地所有は続けながら、多額の押租をとり、むしろそれを別途運用することにより利益を上げようという志向である。そしてこの方向の先に思わぬ法的展開があった。

まず現実的に問題になったのは、こうして高額の押租を取ると、地主は現実に奪佃をしなくなり、またし難くなり、租佃関係が安定するという効果である。というのは、主たる奪佃原因である佃戸欠租の場合でも、それを補う押租がまだ十分にあり、いざとなればそれで欠租分が充分に相殺できると考える限り、少々の欠租では地主の方も奪佃しない。また、残りのケース、地主が外壳・自耕をしようとしても、その際には押租全額を佃戸に返すことになる。かくしてここでも佃戸の地位は安定化に向かう。そして佃戸の側から退佃の申し出がなされたケースへの対応を巡っても、先に受け取った高額の押租を準備して佃戸に返すことの出来ぬ地主は、結局は次の佃戸を招き、その佃戸の押租で前の佃戸の押租を弁済する他なく、その先には佃戸同士での押租受渡しにもなる地位の交代、つまりは小作権譲渡への道が開けている。

つまり、こうなると、租佃(地主土地上での耕作という生業の許可不許可の制度)と言っても、むしろ法的関係の実態は、耕作開始時に一定金額を出して、定額低額の租負担付きの自律的土地経営(前述土地売買の所の用語で言えば一種の「管業」)の正当性を取得し、その金銭が返還されない限りでその正当性を対世的に確保し続ける(一種の「活」の来歴)という関係になる。そしてこれは租負担という点を除けば、先回述べた土地の「典」、一定金額を地主に支払ひ、土地利益の正当性を文書・契拠の形で付与され、その正当性は地主が先に支払った金額全額を返還する(回贖する)まで続くという構造と共通し、そしてその共通性は時に「半租半當(當は典の意)」という用語で同時代人にも意識された。

そして租佃と典売の交錯のもう一つの回路として、「租の先払い」の形がある。右に欠租回避の手段として押租のことをあげたが、もっと徹底したやり方として、どうせ召承佃時に金銭のやり取りをするなら、小作料自体を金納にし、しかも租佃に期間を付しその期間の小作料全部を最初の契約時に先払いさせてしまえば良い。欠租の心配はゼロになる。具体的には、それはたとえば「一年期限、自動継続無し、租額全額先払いにする代り、租佃のあとには経営内容は佃戸に委せきり、又小作も自由に許す」という契約形式を取る。

そしてこれも奇妙な形で典売に接続している。つまりこうした租期一年租銭前払いの類型は、租の前払いという視点でみれば、疑いもなく租佃関係（佃戸は田主の土地で耕作をし収益し、また田主は佃戸を用いて土地経営し収益する関係）の一つであるが、他面、そこに存在している、田主が対価を取って包括的な（もはや租負担のない）土地経営を相手にさせる、という構成に着目すれば、それはほとんど土地典売と変りない。先に売を永遠に土地用益をする正当性を相手に付与すること、という風に定義したが、それを一年分ずつ細切れに行なっているのである。またこれは一種の償却質とも見ることができよう。一定額の金銭を支払い土地の用益権を得るが、一定期限後、無代佃で土地は取り上げられる。その期間内に最初の金額は償却されてしまう。

この様な回路を通じて租佃関係の中に「管業・来歴」のシステムが順次浸透していく。そして先の原型的な租佃と併せてこうした諸形式・諸観念が中国近世において他人の土地を小作しようとする人々の土地との関係を律していた。

三 所有観

さて、以上、「典売」「来歴管業のシステム」と原型的な「租佃」「佃戸生業の田主による許可不許可のシステム」という二つの基本形態とその交錯の状況を中心に、中国近世の庶民が契約締結に当たり日用する土地法上の概念体系の概要を述べた。そこで次にはそれを受け、中国近世において上記の契約様式を生み出すそもその基礎にあった「私的土地所有」という構成それ自体は、ではどの様に観念され、更に広くは当時の自然と社会の中でどの様な位置づけを与えられていたのかという第三の問題を考えてみることにしよう。その問題については、上記田主の土地所有と並んで同じく中国近世社会の中に見られる他の不動産「所有」の諸形態が示唆を与える。

その中でも第一に注目されるのは、明末以降顕著に見えだし中華民国初期まで中国各地の農地に見られる「田面田底」「一田両主」等と呼ばれる多重所有権の慣行である。

田面田底慣行とは、それ自体は一種の永小作慣行である。それ故、田面田底慣行のある田地でも日々実際になされていることはやはり田主佃戸間で営まれる上記の租佃関係に含まれ、ただ先の形態的な論議で言えば、佃戸が自立経営して比較的低額の定額租を支払う関係であることが多いという差異があるに過ぎない。決定的な特徴は、むしろその租佃関係の始まり方と終わり方にある。つまり普通の租佃関係の場合は、先に述べたように、田主に耕作許可を願ひ出、彼と租佃契約を結んで初めてその土地の佃戸となり、欠租・外売・自耕時には基本的に契約解除になり佃戸の地位から追われる。それに対し、田面田底の関係の存する土地の場合は、承佃希望者がその土地の耕作を願う場合には、田主にはなく、まず現に小作している人、つまり現佃戸・現田面主と交渉しなくてはならない。そして現佃戸が彼に佃戸耕作を引き継ぐと決め、対価と交換にそれを証した契約書を彼に交付すれば、もうそれで彼が次の佃戸になる。新佃戸も田主との間で改めて納租契約を結ぶが、それは小作料負担者名義の書き換えに過ぎず、田主はそうして決まった佃戸を拒否できない。そして普通の佃戸の場合なら契約解除になる欠租の場合でも、田面主の場合は即座に退佃を迫られることはなく、土地外売時にも退佃の必要はなく、また田主が自分で耕作することも出来ない。田主・田底主が出来るのは、自ら収租するか、そうした地位を第三者に典売換金することだけである。そしてこの関係が、田面主田底主が交替することに続く。

即ちその関係の特徴は、普通の佃戸の場合には、田主の土地上で耕作という生業を営む関係の存続が基本的には田主経営の選択に依存しているのに対し、田面主の場合には、高額押租田の所で端的に見られた「該地上での特定額の租負担付きの土地耕作経営」という生業のあり方が最初から一つのパッケージとして意識されており、しかも現佃戸のそうした生業の正当性が、前佃戸・前田面主が与えた契憑により完全に基礎付けられている、そ

してそれが、田主・田底主にも対抗し得る該地佃戸耕作の社会的正当性を彼に与えるという法的構成の特異性にある。

そして注目すべきことは、そうした関係が出来る時、当時の中国人はその佃戸間での耕作引き継ぎと、引き継いで土地経営とを、「田面」なるものの売買と所有という形で、つまり租佃関係ではあるけれど、小作というよりは、田主と並ぶ土地所有の問題として概念し始める、という点にある。そして田底の側についても構造的には同じことが言える。他人に土地耕作させて小作料収益する(そして田主としては、一旦、田面田底関係が出来ると、それより外にはしようがない)という経営形態を巡って、前主から現主への正当性付与の連鎖の体系がそこに存するとき、今やその様に限定的になった権利の処分を、人々は、土地というよりは、「田底」なるものの売買と所有という表象で捉えるようになる。そしてその中、両者間の租負担関係の存在にも拘らず両者は「田面」「田底」二つのものの並存とその所有の状態として捉えられるに至る。

そして田面田底所有のこの様な形式に注目して全体を見直すと、似たような構造をもつ権利形態、「所有」の諸形態が、狭く土地法以外の領域にも、幾つも見出せる。田面田底慣行にならって最初に複数並び立つ例を挙げると、民国期の湖北省の慣行調査には、或る湖水上の漁業を巡り、釣り・網・鶉飼の三つの漁労方法がそれぞれ「標業」「漁業所有権」として並ぶ事例が、また安徽省の調査には、或る湖地において、湖水が満水るときに一定範囲内において網で鮮魚類を採ることが出来る「水面権」と、水が引いた後に現われる葦が生えた土地から収益する「水底権」の分立が報告されている。また北京などの大都市の不動産契約書を見いくと、店舗建物の所有者と地主の他に、その商店の営業収益それ自体の権利を巡って「舗底」なる権利があり、土地店舗とは別個に独自に売買対象とされている例がある。

また更に広げて、不動産に限らぬ収益権一般の例としては、「胥吏」の株の例が挙げられる。役所に提出する文書作成の手数料収入で生計を立てている胥吏と呼ばれる地方行政機構の末端職員層のポストが売買所有の対象とされ、そこでは、ちょうど田面田底関係下での佃戸交代と同様に、前胥吏に金を支払い株を引き継いだ者が次の胥吏になって手数料収入を得る立場に立つ。更に株という点では、北京などで見られる水上販売を巡る営業権「水鈎担」も同じ様な構造を持つ。北京では良い井戸が少ないので生活用水は水売りから買う。水売りは良い井戸から酌んだ水を一定縄張りの幾十人かの顧客相手に手押し車に乗せて売り歩く。その権利が、ちょうど土地や田面同様に、売買所有の対象とされ、そして時には賃貸(租)の対象とされている。

さてそこで、第一節の一般田主は勿論、こうした田面田底、漁業権、営業権まで含めた形で、なぜそれらまでが語られるとき、そこに共通してある構造は何なのか。旧中国の所有権全般に関する全体像を描いてみよう。

共通点は明らかであろう。即ち田面田底以下の諸構成において所有が語られ、典売租が行なわれる背景には、決して特定の(ある領域性を持つ)収益経営形態を巡り、それぞれに独自の正当性が社会的に成り立ち対世的に承認され、その正当性が順次、次主(次主へと付与されて行くという正当性付与の連鎖構造が存在している。田面主においては該地上での耕作収益が、田底主には収租が、各漁業権者にとっては一定湖水内での各種の漁労方法が、そして胥吏や水売りにはその縄張りでの収益収取が正当性の付与取得の対象である。そしてこの地点から振り返ってみれば、初発の(一田一主の)土地の典売所有自体も、まさにこの構成の内営まれていたことも明らかであろう。そこにおいて田主が行なっていたことは、先に「広義の売」で述べた通り、ある土地の上で自らが行なってきた包括的土地経営(管業)の正当性を活絶両様の仕方次第に引き継ぐこと、契牒定立の形でそれを与えることに他ならなかったのである。

そしてそのことは逆に言うならば、中国近世物権法の世界においては「主」と呼ばれる時に、対象に対する領

域的専有性、包括的な支配の存在はどうか、最初から含意されていないということでもある。田面主はその土地の收穫物を全て得られるわけではない。また逆に田底主は、租収入という形でだけしかその土地から収益を上げることが出来ない。三種ある漁業所有権の場合でも各所有権者の限定性は同じである。個々の漁業所有者は、その湖沼内で、魚をあるいは網で、あるいは釣り針で、あるいは鵜飼で採る権利を持つだけであり、どれも部分的な権利に止まる。しかし同時にどれもが伝統中国人の用語法では「主」と呼ばれるのである。その意味では、一田一主の田主が外見として持つ包括性は、概念的には言わば偶然的なものに過ぎないのである。

そしてここまで来るとき、我々は本稿冒頭にある「管業」「為業」という言葉と、その中に含まれる「業」という語自体の含意に思い当たることになる。

「管業」という表現は、別に一田一主の土地所有だけに固有のものではなく、上記の正当性付与の連鎖構造のあるところどこでも用いる言葉である。田面や水鈎担、舖底、胥吏の株の売契の中にも、土地典売契と同じく「売与して管業せしむ」といった表現を見ることが出来る。そして翻って「業」それ自体の用例を見ても、田面・田底以下の諸慣行において、田面・田底自体を、「皮業・骨業」「小業大業」等と呼ぶことがあり、胥吏の株・舖底・水鈎担の売買契にもその売買対象自体を指す言葉として「業」という言葉を見出し得、また右の漁業権も史料上では「標業」と呼ばれ、また振り返ってみれば、当の一田一主の田主はまさに「業主」と呼ばれていた。

そしてなるほど、経営収益の正当性が出来ているところに「所有」という構造があると言っても、所有という理解方法を取る以上、当然そこには所有の対象を示す概念が日常的に要請される。そのとき、所有対象はその収益行為を行なう対象領域であると同時に、そうした特定の収益方法で働きかければ相応の収益を生み出す「素」としても了解される。租佃経営を行なえば年々租を生み出す客体として、田底・骨業という対象物が想定され、耕作行為を行なえば年々租を除いた收穫物を佃戸にもたらす客体として、田面・皮業という対象物が想定され、

また湖においては働きかければ各々の方法で漁業収益をもたらす素として各「標業」が想定される。「業」とは、そうした経営収益の権利を「収益を年々生む対象物」の所有という形で客体化して観念したときに生まれた概念である。そして田地を巡る管業業主と言ふときの「業」が、まさに同様に、働きかければ収益をもたらす経営収益の対象として自然的な土地自体を見た場合の土地の呼称であることも、もはや説明の要はあるまい。

そして一旦そうした社会関係の中で自然総体が考えられていたとき、一田一主の土地所有・土地売買自体も、如何に商品化されたとしても、決して単なる物理的対象的な土地の処分と移転としてのみ意識することが出来難いのも当然である。土地を所有することは同時にそれを一つの収益対象(業)として管理運用する行為をすることであり、土地を売買するとはその業を今後誰かに管理運用(管業)せしめること、あるいは永遠にそれを耕作収益という相手の家の「生業」の基礎となす(為業)行為としても位置づけられざるを得ないのである。第一節で見た当代売買観の二面性の基礎は結局ここにある。

さて以上が当時の人々が、自然との間で「所有」を語るとき基本的な視角であった。それでは次に、ではこうした私人の行なう「所有」は、当時の社会と国制全体の中でどの様な地位を占めていたのであろうか。

まず中国近世においても、勿論、土地所有は完全に国家の外側にあるというものではなかった。清代後半を念頭におけば、国家は土地(主要には農地)に絡む税金として、典売契約の際の契約税として「契税」を、また土地所有者は土地承典者の土地収益に対する賦課として「税糧」を掛けており、土地を売買・出典するときには、同時に官憲に対してこの契税支払い(契税)および税糧負担名義の書換え(過割)の両手続きを遅滞なく行なうことを義務づけていた。

しかし土地所有権の概念という側面から見るとき特徴的なことは、ここまでの行論自体が示す様に、こうした国家的賦課の存在は人々が普通に抱く土地所有の概念に論理的に盲く関係づけられていない、むしろ負担の存在

は(田面所有における租負担の存在と同様に)奇妙に自明視されているという点にある。そしてそれは先の所有論の性格から言って不思議はない。なぜなら、ある土地についてある私人の所有が語られるとき着目されているのは、もとよりその土地に対する包括的排他的全面的な支配ではなく、その経営により彼にもたらされる(差額)収益収取の正当性に過ぎない。そこにおいては税糧負担の存在自体は、むしろ収益から差し引かれる損金として最初から勘定に入れられているのである。

ただ国家的負担の自明性ということを考えて行くならば、私的所有がそこで置かれていたの様なもう一つの国制的位置づけも見て取れる。即ち、国家としてはそれを持つものが誰で国家と如何なる関係に立っているのかを問わずに、そこに土地収益さえ有れば、その耕作者から自明に税糧を取れるのだから、極端に言えば、誰が所有者であっても良い。国家権力から見ると、誰かがその土地を荒蕪させることなく耕作し、そこから税金さえ取れば十分なのであって、そこで言う土地所有権の帰属、売買秩序は、国家権力の存立基盤を問はずすやうな、皇帝権の正当性へと垂直的につながっていく問題ではない。つまり、国家にとって誰が所有者か、ということはその程度の意味しか持たない。誰がそれを耕作するかは、民間の問題に任せばそれで足り、実際それは概ね任される。清代国家が土地制度としては、上記のような民間の土地典売秩序、現管業者交代過程の事後的な追尾とその末端への税糧賦課の仕組みしか用意しなかった理由もそこに求められよう。

しかし民間の人民にとっては、その誰が正当に(結局は自明の税糧負担付きの)土地耕作収益(管業)を行うのか、それを自らの生業となし得るか、ということこそが問題の全てであることも自明である。そして前述の市場取引に基づき活絶両様の形で行われる正当性付与の延々たる連鎖という「来歴と管業のシステム」は、まさにその中で次第に形成されてきた民間の交代のルールであり、旧中国の典売秩序、所有権秩序というのは、結局、国制的には、自明の国家的負担付き土地経営の担当者の選任に関する国家の放任の中、その土地経営の正当性を

前主からの授権に求める過程で社会的に形成されたルールとして位置する。それ故、旧中国の「私的土地所有」は、国家権力との関係で考えるとき、所有権とは言っても、(西洋では前近代に発し、近代革命以後も生き続ける)自力でもって一定空間を確保しているという事実を出発点とし、それを基礎に時には上位権力にも対抗し、負担を求められるときにはそれに見合う保護を要求すると言った、国制を作り上げる根元的な単位と言うものではない。むしろより消極的に、皇帝による全国全土の支配ということ半ば前提とした上で、その下で誰がその税糧負担者(土地経営者の地位)をつかを巡り、国制的には二次的なレベルで、自己発展して来た社会的な概念構成に止まるのである。

そしてその様に考えれば、中国史における土地私有の歴史的対抗物、土地の「国有」という状態との対比で「私有」と言うものが持つ固有の意味と限定も自ずから明らかになる。即ち中国近世においても一部の高額の賦課を課せられる土地については、その経営主体の決定はなお国家的行政的コントロールの下におかれており、その土地は「官地」と呼ばれていた(それに対し、ここまで述べてきたような、経営者の交替が民間に放任せられている土地は「民地」と呼ばれた)。そして中国近世の「民地」体制の直前には、その前者のスタイルが一時的に体制的に全土を覆い、国家が一方的に人民の必要、総合的土地経営の効率性を判断して理念的には全土地経営の正当性を各戸に与えたり奪ったりする唐代均田制の世界が存在した。中国近世の民地所有秩序は、直接的に遡るならば、そうした国家による土地経営者の行政的決定を順次押し退けて、民間による自主的市場的な交替方式、来歴(私契)による個別家族の土地経営(生業)の社会的確保尊重の体制が支配的になる中で出て再び出てきた土地私有の構成である。しかし中国近世の私有概念自体がこの様な側面で発達してきたものであるため、近世官地についても、その耕作経営者の交替が事実として人民レベルで自発的に決定されていくようになる。「官地の民地化」がなし崩し的に進行した反面、民間農地に対する税糧賦課の限度(それが極まで行けば私的土地所有自

体はかえって所有者にとって苦痛となる。これに対する法的制約の論理は、民地体制成立後も所有権論自体の中からは出てこなかった。

この様に、中国近世の土地の「私有」は国制的というよりは社会的、革命的というよりはなし崩し的に成立してきたものである。しかしそうした「生業の来歴管業化による所有の発生」の構造は引続き中国近世においても更に新たな次元で展開し続けた。本稿に述べた明末以来の押租慣行、田面田底慣行の形成過程を振り返るとき、そこにあった歴史過程は、考えてみれば租佃関係の開始以来存在する佃戸耕作という一種の「生業」のあり方が、中国近世の歴史展開の中、自律自立経営化と共に、今度はそれ自体が順次法的に単位化され、やがては一つの安定した定期的収益経営形態として独自の正当性連関を社会的に認められ、最後に田面なる「業」として中国的な財産の列に加えられるに至るといふ過程でもある。その意味でそれは先の民地秩序成立過程の第二幕でもあったのである。そして各方面で進むそうした各種生業・営業の財産化の果てに、先に述べた中国近世の様々な所有の並列状態が現われる。

以上が中国近世において民衆的な私的土所有のおかれていた歴史的社会的地位である。そこに見られた状況そこに働いていた観念を一言でまとめれば、そこに着目されていたのは、もとより皇帝支配を自明視した経済的利益に過ぎず、人間関係・社会関係を丸ごと含み込んだ固有の領土的空間的な政治的支配権といったものでもない。また成程そこにおいては土地は商品とされているが、しかしそこにあるのは人間関係を離れた客観的客体的な実体として自然土地を捉え、それを外にある人間が原理的に包括的に所有し支配し処分していくといった把握でもない。むしろそこにあるのは、個別に行なわれる各人各家の経営収益の行為（生業）それ自体を直接的に権利の単位的形態として捉え、その行為の観念的な客体化として「働きかければ収益を生み出す素」として「業」なるものを想定し、それを所有の客体とする、という論理的な仕組みであり、それを支える無数の小経営の並存

という社会的な実態である。そしてそれは、一際巨大な皇帝支配の下で、百姓が各々に様々な生業を守り、その生業を引き継いで暮らしているという帝制中国の社会像に対応する所有像とすることが出来よう。

〈参考文献〉

- 行論の詳細については、拙稿「田面田底慣行の法的性格——概念的検討を中心にして」『東洋文化研究所紀要』第九三冊、一九八三（）、『崇明県志』にみえる「承佃」「過投」「頂首」について——田面田底慣行形成過程の一研究（同上第九八冊、一九八五）を、清代土地文書については、浜下武志等編『東洋文化研究所蔵中国土地文書目録・解説（上）（下）』（東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター刊、一九八三・八六）他を、清代の土地制度の全体については、臨時台湾旧慣調査会『台湾私法』（一九一〇—一一）、『清國行政法』（一九一〇—一一五）、南滿州鉄道株式会社調査課『滿州旧慣調査報告書』（一九一三—一五）を、本稿で試みた清代土地法の概念的・分析的な業績としては、戒能通孝「支那土地法慣行序説」（一九四二）、『戒能通孝著作集』Ⅳ所収（他を参照されたい）。